

未成年者への贈与

親が子に、祖父母が孫のためにする生活費及び教育費の提供はどのような場合に贈与税の対象になるのでしょうか？
また、未成年者に贈与を行うに当たって留意すべき点は？

扶養義務とは？

民法上、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」ということになっています。直系血族である、親と子、祖父母と孫は、相互に扶養義務があることとなります。税務においては、扶養義務者相互間において生活費又教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とならないことになっています。「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者(被扶養者)の需要と贈与をした者(扶養者)の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうものとされています。税の対象となる贈与と、税の対象ではない贈与の境界線を引くことは簡単ではないですが、参考にはなります。祖父母が孫の多額の教育費を負担した場合に、贈与税の対象となるかは、直系血族である祖父母の資力と直系血族である両親の資力その他一切の事情を勘案して決まることとなります。

教育資金贈与の留意点

教育資金贈与制度の利用が活発ですが、そもそも論としてこの制度の利用がただちに必要なのか、贈与者の資力と健康度を考慮して決めることが望ましいでしょう。「通常必要と認められるもの」に該当しない場合や贈与者の年齢などを考慮した上でこの制度の活用を選択することが肝要でしょう。

贈与は契約？

「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」ものであり、贈与を受ける者の受諾を要件とします。なお、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければなりません。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。」としています。また、「親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。」とされています。

未成年者への贈与の問題点

過去の裁判例等では、贈与の事実が争われている場合が多々あります。親が子に、または、祖父母が孫に金銭贈与をしたが、通帳の管理は贈与者が行っている場合が典型例です。また、自社株式を未成年者に贈与した場合に、取締役会から譲渡制限株式の譲渡承認を適切に取得しておらず、株主名簿に譲渡の事実が適切に反映していないことが、贈与事実の否定につながっています。

未成年者への贈与の留意点

祖父母が未成年の孫に金銭の贈与を行う場合には、孫の親権者である両親を法定代理人として贈与契約書を締結し、親権者である両親が振込先の通帳を管理することが望ましいこととなります。父母の一方が未成年者である子に金銭贈与を行う場合には、贈与者(父母の一方)と、親権者である両親が法定代理人として贈与契約書を締結し、贈与者でない父母の一方が振込先の通帳を管理することが望ましいこととなります。未成年者である子または孫に自社株式を贈与する場合には、適切な贈与契約書の作成に加えて、贈与者が取締役会から譲渡承認を取り、贈与事実が株主名簿に適切に反映されることが必要となります。